

平成28年度定年退職者の再任用制度（概要）

1 再任用される期間

平成29年4月1日～30年3月31日（1年間）

※勤務成績が良好である場合は、1年ごとに平成33年度の末日まで更新することができます。

2 勤務時間

フルタイム勤務（週38時間45分）または短時間勤務（週23時間15分）の2種類となります。

希望される時間勤務については、今回の調査や学校における必要時間数を勘案しながら決定しますので、必ずしも希望どおりになるものではありません。

3 勤務時間の割り振り

フルタイム勤務の場合には、週38時間45分（月曜から金曜まで毎日7時間45分）の勤務をしていただきます。

短時間勤務の場合には、決まった時間数（週23時間15分）を校長が割り振ることとなります。

4 職務の内容

再任用される場合は、主幹教諭は教諭として、主任実習助手は実習助手、主任寄宿舎指導員は寄宿舎指導員として勤務していただくことを予定しています。

5 勤務地

勤務地の希望はお聞きしますが、必要見込数との兼ね合いもあり、必ずしもご希望どおりとなるものではありません。

6 給与等の勤務条件

級別の給料月額（フルタイム勤務）は右表の通りです。
ただし、給与改定によって変わる場合があります。

給与等の試算については、別添の事例を参考として
下さい。

高等学校教育職（H28.5.1現在）

職務の級	1級	2級
給料月額	232,800円 (229,541円)	273,100円 (268,731円)

※（ ）内は給料カット後の支給額

なお、再任用期間が終了する際には、退職手当の支給はありません。

7 服務等の人事管理関係

再任用職員（短時間勤務者も含む）は、地方公務員法上一般職の公務員であることから人事管理諸制度（服務、能率、分限、公平、災害補償等）は、退職前と同様の扱いとなります。

8 社会保険関係

(1) フルタイム勤務

定年退職前と同様に公立学校共済組合に加入することとなります。

(2) 短時間勤務

原則として、週 2 3 時間 1 5 分勤務の場合には、厚生年金保険法及び健康保険法の適用を受け加入することとなります。

9 その他

別紙に参考事例として給与と年金に関する試算をしています。

<フルタイム勤務者（週 3 8 時間 4 5 分）>

6 2 歳より年金支給開始[共済組合(厚生年金 3 号)]

6 5 歳から老齢基礎年金別途支給

<短時間勤務者（週 2 3 時間 1 5 分）>

6 2 歳より年金支給開始[厚生年金 1 号]

6 5 歳から老齢基礎年金別途支給